

令和6年指定拡大についての説明会

指定介護予防支援事業者の対象拡大について

介護保険制度改正を受けての変更点

令和6年4月9日

北九州市

長寿推進部

地域共生社会推進部

介護保険課

地域福祉推進課

全世代対応型の持続可能な社会保障 制度を構築するための健康保険法等 の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)

【改正の概要】

1. こども・子育て支援の拡充
 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し
 3. 医療保険制度の基盤強化等
 4. **医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化**
 - I. 介護情報基盤の整備
 - II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
 - III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
 - IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
 - V. **地域包括支援センターの体制整備等**
 - 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
- 要支援者を行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

介護保険法等の改正

改正介護保険法の内容

1. 介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項
2. 複合型サービスの定義の見直しに関する事項
3. 地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項
 - 指定介護予防支援事業者の対象拡大等
 - 包括的支援事業の委託規定の見直し
4. 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項
5. 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
6. 介護保険事業計画の見直しに関する事項
7. その他所要の改正

指定介護予防支援事業者の対象拡大 (指定拡大)

指定介護予防支援事業者

(指定介護予防支援事業者の指定)

【現行法】 地域包括支援センターの設置者の申請による



【改正法】 地域包括支援センターの設置者
又は**指定居宅介護支援事業者**の申請による

(指定介護予防支援の事業の基準)

地域包括支援センター

【現行法】 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

指定居宅介護支援事業者



【改正法】 **地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、～（以下、省略）**

指定基準・申請方法

○指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(令和6年4月1日施行)

(従業員の員数)

1人以上の、必要な数の介護予防支援専門員を置かなければならない

(管理者)

主任介護支援専門員（専従）、従業員との兼務等可

○改正 介護保険法施行規則（令和6年4月1日施行）

第140条の3第2項

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする際に、既に当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合は、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

○改正 介護保険法（令和6年4月1日施行）

第115条の2第4項

(指定介護予防支援事業者の指定)

市町村長は、第58条第1項（※介護予防支援）の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

地域包括支援に関する会議で実施

介護予防ケアマネジメント事業 (第一号介護予防支援事業)

制度改正なし

(地域支援事業)

第115条の45第1項

市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」を行うものとする。

(地域包括支援センター)

第115条の46第1項

事業対象者

地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び「包括的支援事業」、その他厚生労働省令で定める事業を実施

第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）等

(実施の委託)

第115条の47第5項

第一号介護予防支援事業の実施の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる

居宅介護支援事業者

介護予防支援に関する情報提供

【改正 介護保険法】

第115条の30の2

(介護予防支援事業に関する情報提供の求め方)

市長村長は、第115条の45第2項第3号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

【改正 介護保険法施行規則】

第140条の38の2

(法第115条の30の2第1項の厚生労働省令で定める事項)

法第115条の30の2第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1. 介護予防サービス計画の実施状況
2. 直近の基本チェックリストに該当した第1号被保険者の状況
3. 介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報
4. 介護予防支援の経過の記録
5. サービス担当者会議の開催等の状況
6. 介護予防支援に係る評価
7. その他市町村長が必要と認める事項

検討中

法改正に伴う変更点

【現行】令和6年3月31日まで

種 別	実施主体	一部委託先
介護予防支援	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者
介護予防ケアマネジメント		



【改正】令和6年4月1日以降

種 別	実施主体	一部委託先
介護予防支援	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者
	介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所	不可
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者※

※介護予防ケアマネジメントの実施には、地域包括支援センターと委託契約が必要。

予防給付・総合事業の主なサービス

		事業種別	主なサービス
①介護予防支援	②介護予防支援	介護予防給付	訪問看護
			福祉用具貸与
			短期入所(ショートステイ)
			通所リハビリテーション等
③介護予防ケアマネジメント		介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス
			(訪問型サービス)
			(通所型サービス)

利用するサービス	プランの種類
①予防給付のみ	介護予防支援
②予防給付と総合事業	介護予防支援
③総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント

北九州市の介護予防プラン件数 (令和4年度実績)

事業者が直接実施
できる

	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者	計
介護予防支援	31,812	32,455	64,267
介護予防ケアマネジメント	28,733	21,151	49,884
合計	60,545	53,606	114,151

委託契約
として残る